



MEITETSU
TRANSPORTATION

第88回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年6月24日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

開催場所 名鉄グランドホテル 柏の間(11階)
名古屋市中村区名駅一丁目2番4号

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し
退職慰労金贈呈の件

目次

第88回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	10
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告書	33

名鉄運輸株式会社

証券コード:9077

(証券コード9077)
2021年6月9日

株 主 各 位

名古屋市東区葵二丁目12番8号

名鉄運輸株式会社

取締役社長 内 田 亙

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面により議決権を事前に行使いただき可能な限り当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。書面による議決権行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）午後6時まで議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 名古屋市中村区名駅一丁目2番4号
名鉄グランドホテル 柏の間（11階）
3. 目的事項
 - (1) 報告事項 1. 第88期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第88期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

(2) 決議事項

- | | |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提示が必要となりますので、ご了承ください。

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提示くださいますようお願い申し上げます。
 2. 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.meitetsuunyu.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。
監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
 3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.meitetsuunyu.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 4. 新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。会場の当社スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。会場内には株主様のための消毒液を設置いたします。ご来場の株主様の体温を非接触型体温計で測定させていただき高熱の方や体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがご声掛けをして入場をお控えいただくことがございますので、ご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を経営の重要施策の一つと考え、業績に対応した配当を行うことを基本とし、あわせて今後の企業体質の強化と事業展開を念頭におき、内部留保の充実にも配慮し安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、当社をとりまく事業環境は依然として厳しいものの、一定の内部留保を確保できたことから、安定的な配当を維持するための自己資本の強化と、今後の事業展開など総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき50円
総額 324,129,250円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月25日

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役松田康博氏及び近藤乗弘氏、山本亜土氏、植松満氏の4名は辞任されますので、その補欠選任とあわせて、経営陣の強化を図るため取締役5名の選任をお願いするものであります。また、取締役候補者の任期は、当社定款の定めにより、辞任される取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者の略歴は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>さかき ばら かつ のり 榊原 勝則 (1958年5月15日生) 新任</p>	<p>1981年4月 当社入社 2007年6月 当社経営企画部長兼情報システム部長 2007年6月 当社取締役 2015年4月 当社経営管理本部長兼関連事業部長 兼内部統制室長 2015年6月 当社常務取締役 2018年4月 当社グループ管理本部長兼グループ 統括本部副本部長兼グループ監査部長 2019年5月 信州名鉄運輸(株)代表取締役社長 2021年6月 当社専務執行役員(現任)</p>	3,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 榊原勝則氏は、2007年から長年にわたり当社並びに当社グループ会社において経営に携わり、豊富な経営経験と幅広い見識を活かしリーダーシップをもって経営基盤強化に努めてまいりました。今後の当社グループの持続的な成長と企業価値向上を実現するため、経営の重要事項の決定や業務執行の監督を果たすに適任であるとして、選任をお願いするものです。</p>			
2	<p>は せ がわ やすし 長谷川 靖 (1961年6月11日生) 新任</p>	<p>1985年4月 当社入社 2014年5月 当社営業管理部長 2014年6月 当社取締役 2017年4月 当社東京支社長(現任) 2019年6月 当社常務取締役 2020年6月 当社常務執行役員(現任)</p>	1,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 長谷川靖氏は、営業管理部門においてシステム更新に携わり、また支社長を歴任しており現場部門での豊富な経験と知見を有していることから、当社グループの持続的な成長と企業価値向上を実現するため、経営の重要事項の決定や業務執行の監督を果たすに適任であるとして、選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	はな ふさ しん すけ 花 房 伸 介 (1964年2月24日生) 新任	1987年4月 当社入社 2017年4月 当社営業部長兼東京営業部長 2017年6月 当社取締役 2018年4月 当社グループ営業本部副本部長兼営業部長 兼東京営業部長 2020年6月 当社執行役員 2020年9月 当社執行役員グループ営業本部副本部長 兼東京営業部長 2021年6月 当社常務執行役員グループ営業本部長(現任)	1,100株
【取締役候補者とした理由】 花房伸介氏は、営業部長や当社グループの新規営業を統括する東京営業部長を歴任し、営業部門を中心とした豊富な経験と知見を有しており、当社グループの持続的な成長と企業価値向上を実現するため、経営の重要事項の決定や業務執行の監督を果たすに適任であるとして、選任をお願いするものです。			
4	たか さき ひろ き 高 崎 裕 樹 (1960年7月17日生) 新任	1983年4月 名古屋鉄道(株)入社 2012年6月 同社取締役 2015年6月 同社常務取締役 2018年6月 同社専務取締役 2019年6月 同社取締役 専務執行役員 2020年6月 当社監査役(現任) 2020年6月 名古屋鉄道(株)代表取締役副社長執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) 名古屋鉄道(株)代表取締役副社長執行役員	0株
【取締役候補者とした理由】 高崎裕樹氏は、名古屋鉄道(株)で企画部門や不動産部門の業務執行を歴任し、現在は代表取締役副社長執行役員としてグループを牽引し、その企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識から、当社経営の重要事項の決定や、的確な助言・監督を行うに適任であるとして、選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">と　だ　たつ　や 戸　田　達　也 (1964年1月3日生)</p> <p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">社外</p>	<p>1986年4月 日本通運(株)入社 2019年10月 同社国内貨物部長兼航空事業支店 国内貨物部長 2021年4月 同社執行役員(ネットワーク商品企画部、 自動車部、通運部、引越営業部担当) 兼ネットワーク商品企画部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 日本通運(株)執行役員</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>戸田達也氏は、日本通運(株)において航空事業を中心に豊富な業務経験を有するとともに、現在同社執行役員として業務執行の役割を果たされており、当社経営の重要事項の決定や、的確な助言・監督を果たすことのできる人材と判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。運輸事業の豊富な経験と幅広い見識に基づいて、当社の経営を監督していただけると期待しております。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高崎裕樹氏は、当社の親会社である名古屋鉄道株式会社の代表取締役副社長執行役員を兼職しており、6月25日に同社代表取締役社長 社長執行役員に就任予定です。同社と当社の関係は、13ページに記載のとおりであります。
3. 戸田達也氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、戸田達也氏が原案どおり選任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は法令に定める額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」という)契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役及び執行役員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役高木義博氏及び高崎裕樹氏は辞任されますので、その補欠として監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、監査役候補者の任期は、当社定款の定めにより、辞任される監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者の略歴等は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	かとう たけし 加藤 武 (1962年8月12日生) 新任	1985年4月 当社入社 2013年7月 北海道東北名鉄運輸(株)取締役 2017年4月 当社東北支社長 2019年6月 当社総務部長	1,900株
<p>【監査役候補者とした理由】 加藤武氏は、当社グループ会社である北海道東北名鉄運輸(株)の取締役、当社東北支社長など企業経営に関する業務執行を歴任し、豊富な経験と幅広い見識から、当社経営陣から独立した立場で経営を監査いただくことができると考え、監査役として選任をお願いするものです。</p>			
2	やの ひろし 矢野 裕 (1963年4月27日生) 新任	1987年4月 名古屋鉄道(株)入社 2012年7月 同社事業推進部販売推進担当部長 2016年6月 同社取締役 2016年7月 同社経営戦略部長 2019年6月 同社取締役 常務執行役員 2020年6月 同社常務執行役員 (現任)	0株
<p>【監査役候補者とした理由】 矢野裕氏は、2016年に名古屋鉄道(株)取締役、経営戦略部長に就任。豊富な業務経験と幅広い見識を活かし、現在、同社常務執行役員として経営基盤の強化に尽力されており、当社経営陣から独立した立場で経営を監査いただくことができると考え、監査役として選任をお願いするものです。</p>			

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 矢野裕氏は、当社の親会社である名古屋鉄道株式会社の常務執行役員を兼職しており、6月25日に同社取締役常務執行役員に就任予定です。同社と当社の関係は、13ページに記載のとおりであります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役及び執行役員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。候補者が監査役に選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定であります。

D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役松田康博氏、近藤乗弘氏、並びに監査役高木義博氏は退任されますので、それぞれの在任中の労に報いるため、当社の一定の基準に従い、退職慰労金を贈呈させていただくこととし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役は取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任いただきたいと思います。

退任取締役への退職慰労金の贈呈を相当とする理由は、取締役執行役員としての在任期間を含め、長年にわたり業務執行取締役として当社の業績向上及び企業価値の向上に尽力したためであります。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
松田康博	2011年6月 当社取締役 2015年6月 当社代表取締役（現任）
近藤乗弘	2015年6月 当社取締役（現任）
高木義博	2011年6月 当社常任監査役（常勤）（現任）

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が全世界にまん延し、国内においても昨年4月に緊急事態宣言が発出され、経済は一時的に大きな打撃を受けました。夏ごろより各種GoToキャンペーンによる景気刺激策の実施やコロナ禍での新たな需要の掘り起こしにより国内消費は徐々に回復の兆しを見せてきましたが、感染拡大の周期により緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が各地にたびたび発出されるという、先行きに不透明感が増して厳しい状況で推移いたしました。

物流業界におきましては、巣ごもり需要から通販関係の個人向け配送が大幅に増加し、企業間の輸送につきましても国内消費の高まりによる生産拡大から、徐々に国内貨物取扱量は回復基調となりましたが、コロナ禍以前の水準まで回復するには至りませんでした。

このような状況の中、当社グループは、中期経営計画の最終年度を迎え、「安心と信頼のこぐま品質を提供する人材力・輸送サービス基盤を強化し、成長の礎とする」とした基本方針のもとで各施策の推進とともに、ライフラインを守るため、お客様をはじめ当社に關係する全ての皆さまの健康と安全を最優先に通常業務を継続し、お客様からの輸送需要に応じてまいりました。

営業面では、新型コロナウイルス感染症の影響により訪問営業に大きな制約を受けましたが、ウェブによる営業活動なども取り込みながら新規顧客を開拓するとともに、既存顧客に対しても積極的な営業活動をすることで貨物取扱量の確保に努めました。また、輸送ネットワーク強化の一環として、2020年6月には、愛媛県西条市に四国名鉄運輸「西条みらい倉庫営業所」を開業し、続いて9月には関西地区におけるさまざまな輸送ニーズに応える複合拠点として大阪市西淀川区に「名鉄トラックターミナル関西」を開業、2021年3月には、関西名鉄運輸橋本支店を隣接する奈良県五條市に新築移転して「きのくに五條支店」を開業するなど、グループ一体となり積極的に新たな顧客需要の取り込みを図ってまいりました。

業務面では、輸送量に見合った戦力の適正化・効率化を図るために、人員・車両配置の見直しに加え、運送委託費の最適化に努めるとともに、日本通運株式会社とは、引き続き経営資源の有効活用及び業務の効率化を進め連携を強化しました。また、グループ全社を挙げて運転事故、商品事故、労災事故撲滅による品質向上への活動を継続的に行ってまいりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における業績は、売上高は前期比4.3%減の112,055百万円となり、営業利益は前期比23.2%減の3,623百万円、経常利益は前期比22.4

%減の3,762百万円、親会社株主に帰属する当期純利益については、前期比12.6%減の2,665百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

国内でも新型コロナウイルス感染症のワクチン接種開始に伴い、回復への期待感が高まってきましたが、その収束時期についてはいまだ不明な部分が多く、加えて米中摩擦の懸念が増している先行き不透明な状況の中、物流業界におきましても、人口減少等による国内需要の頭打ちから国内貨物取扱量の減少は今後も続くものと思われます。また、労働力不足や働き方改革への対応に係る人件費増や、燃料費の高騰などの懸念も継続しており、厳しい経営環境が続くものと思われます。

このような状況の中、当社グループは持続的な成長を目指すために、自動運転・DXの推進に取り組み、物流の未来を描き、ESG/SDGsをより重視した経営を行ってまいります。これまで培ってきた「こぐま品質」と輸送ネットワーク基盤の強化をさらに進め、特積事業のコスト構造の抜本的な改革に取り組むとともに、区域・倉庫・3PL等の事業を融合していくことで、10年後の2030年度には売上高1,500億円、社員一人ひとりの労働生産性を高めることで一人当たり付加価値を向上させ、給与水準の35%アップを目標とした「名鉄運輸グループ長期ビジョンKoguma Sustainable 2030」を策定いたしました。

また、長期ビジョンの実現に向けた、中期の3ヵ年計画「名鉄運輸グループ新中期経営計画2023」をあわせて策定し、「Connect（繋げる）、Support（支えあう）& Innovate（革新する）」をスローガンとして掲げました。

その主要方針といたしましては、コアとなる特積事業のキャパシティを収益性の高い他の事業へ有効活用できるよう、人財のマルチ化やシステム強化を進めるとともに、DXにより自動化・効率化に取り組むほか、人事制度・職場環境の改善を継続的に進め、優秀人材の確保、社員のモチベーション向上を図ってまいります。また持続的なネットワーク構築のために、拠点を複合施設へリニューアルするなど次世代物流拠点の整備を進めるとともに、地域に密着した活動や環境に配慮した施策を実現してまいります。これらの改革のトライアングルを回すことで、名鉄運輸グループの中長期的な成長、存在価値向上を実現していきます。新中期経営計画では、最終年度の2023年度までをコロナ禍からの回復期と位置づけ、コロナ禍前の2019年度と同水準である売上高1,180億円、営業利益45億円を最終年度の目標といたします。

株主の皆さまには、深いご理解と一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は8,544百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

- 当社及び子会社 営業用車両代替、「名鉄トラックターミナル関西」建設

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はございません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第85期 (2017年度)	第86期 (2018年度)	第87期 (2019年度)	第88期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	112,165	115,924	117,053	112,055
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,036	2,928	3,048	2,665
1株当たり当期純利益 (円)	468.37	451.68	470.23	411.11
総資産 (百万円)	95,863	94,332	99,167	103,913
純資産 (百万円)	32,682	35,343	38,018	40,784

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算定しております。
なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除しております。
2. 2017年10月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行いました。第85期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第86期の期首から適用しており、第85期に係る企業集団の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第85期 (2017年度)	第86期 (2018年度)	第87期 (2019年度)	第88期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	56,839	59,581	60,774	58,474
当期純利益 (百万円)	1,765	1,990	1,669	1,500
1株当たり当期純利益 (円)	272.34	306.98	257.51	231.40
総資産 (百万円)	70,732	76,345	80,598	84,910
純資産 (百万円)	22,578	24,272	25,520	26,591

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算定しております。
なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除しております。
2. 2017年10月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行いました。第85期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第86期の期首から適用しており、第85期に係る当社の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は名古屋鉄道株式会社であり、同社は当社の株式を3,312千株（議決権比率51.22%）保有しております。また、当社は同社の企業集団の中において、運輸会社で形成する「名鉄運輸グループ」の中核となっております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社等との間で「資金の貸付・借入」、「不動産の売買」等の取引を実施しておりますが、当該取引を行うに当たっては、少数株主保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社等との間の取引については、上記の留意事項や親会社からの独立性の確保の観点も踏まえ、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において多面的な議論を経たうえで当該取引の実施の可否を決定していることから、当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主な事業概要
信州名鉄運輸株式会社	90	100.0	物流関連事業
四国名鉄運輸株式会社	100	79.6	物流関連事業
九州名鉄運輸株式会社	100	100.0	物流関連事業
名鉄急配株式会社	100	100.0	物流関連事業
名鉄ゴールデン航空株式会社	96	100.0	物流関連事業
北海道東北名鉄運輸株式会社	10	100.0	物流関連事業
北陸名鉄運輸株式会社	60	100.0	物流関連事業

④ 企業結合の結果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社7社を含む19社であり、持分法適用会社は1社であります。当期の連結売上高等は、「1. (1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、特別積合せ貨物運送を主体とした貨物自動車運送事業及び自動車、鉄道、航空機等を利用して貨物運送する利用運送事業並びに倉庫業等一貫輸送体制の総合物流事業を営んでおります。

(8) 主要拠点

会社名	本社所在地	主な事業所（所在地）
名鉄運輸株式会社（当社）	名古屋市東区	東北支社（仙台市宮城野区） 北関東支社（栃木県足利市） 東京支社（東京都江戸川区） 名古屋支社（愛知県小牧市） 大阪支社（大阪市西淀川区）他
信州名鉄運輸株式会社	長野県松本市	松本支店（長野県松本市）他
四国名鉄運輸株式会社	愛媛県松山市	松山支店（愛媛県松山市）他
九州名鉄運輸株式会社	福岡県糟屋郡久山町	福岡東支店（福岡県糟屋郡宇美町）他
名鉄急配株式会社	愛知県稲沢市	稲沢支店（愛知県稲沢市）他
名鉄ゴールドン航空株式会社	東京都江東区	東京支店（東京都大田区）他
北海道東北名鉄運輸株式会社	岩手県紫波郡矢巾町	盛岡支店（岩手県紫波郡矢巾町）他
北陸名鉄運輸株式会社	石川県金沢市	金沢支店（石川県金沢市）他

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
7,499名	239名増

(注) 従業員数には、パート、アルバイト等は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,832名	167名増	45.0歳	12.3年

(注) 従業員数には、パート、アルバイト等は含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行シンジケートローン (注) 1	11,700
株式会社名鉄マネジメントサービス	8,080
三井住友信託銀行株式会社シンジケートローン (注) 2	2,000
株式会社日本政策投資銀行	1,947

(注) 1. 株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする複数の金融機関からの借り入れによるものであります。
2. 三井住友信託銀行株式会社を主幹事とする複数の金融機関からの借り入れによるものであります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2020年4月1日付で、当社の連結子会社である信州名鉄運輸株式会社の子会社である株式会社めいてつ企画は、信州名鉄運輸株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 26,037,000株

(2) 発行済株式の総数 6,509,301株
(自己株式 26,716株を含む)

(3) 株主数 1,155名

(4) 大株主（上位10名）の状況

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
名古屋鉄道株式会社	3,312	51.09
日本通運株式会社	1,301	20.08
MSIP CLIENT SECURITIES	178	2.75
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	116	1.80
名鉄運輸従業員持株会	114	1.77
第一生命保険株式会社	106	1.63
三菱ふそうトラック・バス株式会社	98	1.51
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	91	1.41
日本生命保険相互会社	84	1.30
鈴与株式会社	80	1.23

(注) 持株比率は、自己株式26,716株を控除して計算いたしております。

(5) その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
内 田 互	代表取締役社長 社長執行役員	
松 田 康 博	代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	グループ営業本部長 中京通運株式会社 代表取締役社長
近 藤 乗 弘	取 締 役 専 務 執 行 役 員	グループ管理本部長
山 本 亜 土	取 締 役	名古屋鉄道株式会社 代表取締役会長
安 藤 隆 司	取 締 役	名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 名鉄産業株式会社 代表取締役会長
植 松 満	取 締 役	日本通運株式会社 常務執行役員
井 上 尚 司	取 締 役	弁護士 (井上尚司法律事務所) 株式会社マキタ 社外監査役 フタムラ化学株式会社 社外監査役
高 木 義 博	常 任 監 査 役 (常 勤)	
高 崎 裕 樹	監 査 役	名古屋鉄道株式会社 代表取締役副社長執行役員
安 井 秀 樹	監 査 役	税理士 (安井秀樹税理士事務所) キムラユニティー株式会社 社外監査役
平 林 一 美	監 査 役	

- (注) 1. 取締役植松満氏及び井上尚司氏は、社外取締役であります。
2. 監査役安井秀樹氏及び平林一美氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役井上尚司氏、監査役安井秀樹氏及び平林一美氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役安井秀樹氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役平林一美氏は、金融機関での監査業務に携わり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、また企業経営での豊富な経験を有するものであります。
6. 2020年6月24日開催の第87回定時株主総会後より、執行役員制度を導入しました。第87回定時株主総会終結の時をもって、取締役10名が退任するとともに、監査役1名が辞任して、新たに1名の監査役が選任されました。
- 役員の異動は、次のとおりであります。

氏名	新	旧
亀崎 剛	(退任)	取締役
長谷川 靖	(退任)	取締役
田中 明彦	(退任)	取締役
花房 伸介	(退任)	取締役
吉村 史法	(退任)	取締役
有馬 正純	(退任)	取締役
辻 昌哉	(退任)	取締役
榊原 勝則	(退任)	取締役
白方 寿人	(退任)	取締役
林立 夫	(退任)	取締役
高崎 裕樹	監査役	(新任)
拝郷 寿夫	(辞任)	監査役

7. 当社は、2020年6月24日に執行役員制度を導入しました。取締役兼務者以外の執行役員は次の6名であります。

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
亀崎 剛	常務執行役員	大阪支社長
長谷川 靖	常務執行役員	東京支社長
花房 伸介	執行役員	グループ営業本部副本部長兼東京営業部長
吉村 史法	執行役員	名古屋支社長
有馬 正純	執行役員	グループ管理本部副本部長兼企画部長兼グループ監査部長
辻 昌哉	執行役員	グループ営業本部副本部長兼業務部長

8. 役員の担当が次のとおり一部変更になりました。
2020年6月1日付

氏名	新	旧
内田 互	—	グループ統括本部長
田中 明彦	—	グループ統括本部副本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は法令に定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について取締役会において決議しており、その概要は物流事業を国民生活に不可欠な生活基盤事業と認識し、取締役が在任期間での短絡的な利益や株価の上昇を図ることよりも、長期にわたり安全で安定した輸送を継続し業績を確保することが、企業価値の向上に資するものと考え、取締役が受ける報酬については、一定金額報酬として定め毎月同額を支払うこととしております。

各取締役の報酬額は、会社の業績、経済情勢、従業員給与、その他報酬に影響を及ぼす事項等を勘案し、取締役会決議により一任された代表取締役により決定することとしております。代表取締役に一任する理由は、当社グループ全体の事業に鑑み、各取締役の担当領域や職責の評価を行うにあたり最も適しているためです。

当事業年度に係る報酬額については2020年6月24日開催の取締役会において代表取締役社長 社長執行役員内田互に具体的な内容を一任する旨の決議を行っております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は1989年2月27日であり、決議の内容は取締役報酬の上限を月額2,000万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）、監査役報酬の上限を月額200万円とするものです。当該株主総会終結時点の取締役の員数は20名、監査役の員数は3名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	64	56	—	—	7	15
監査役 (社外監査役を除く)	13	12	—	—	1	3
社外取締役	5	5	—	—	—	2
社外監査役	3	3	—	—	—	2

- (注) 1. 退職慰労金は、当事業年度に計上した退職慰労引当金繰入額であります。
2. 上記報酬等及び員数には、2020年6月24日開催の第87回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役10名、監査役1名を含んでおります。
3. 2020年6月24日開催の第87回定時株主総会の決議により、退任取締役2名に退職慰労金13百万円を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社の関係
- ・社外取締役植松満氏は、日本通運株式会社の常務執行役員を兼務しております。同社と当社は資本業務提携契約を締結しており、当社の株式を1,301千株（議決権比率20.13%）保有しております。また、当社との間に輸送業務の取引関係がございます。
 - ・社外取締役井上尚司氏は、株式会社マキタの社外監査役を兼務しております。同社と当社との間に輸送業務の取引関係がございます。また同氏は、フタムラ化学株式会社の社外監査役も兼務しております。同社と当社の間には、輸送業務の取引はございません。
 - ・社外監査役安井秀樹氏は、キムラユニティー株式会社の社外監査役を兼務しております。同社と当社の間には、輸送業務の取引関係がございます。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	植松 満	当事業年度開催の取締役会には11回中10回出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見から、必要に応じて意見を述べるとともに議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
	井上 尚司	当事業年度開催の取締役会には11回中10回出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて意見を述べるとともに議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	安井 秀樹	当事業年度開催の取締役会には11回全てに出席し、また、監査役会は8回全てに出席し、税理士としての専門的見地から、特に会計・税務に関して、監査に関する重要事項の協議、監査結果についての意見表明等を行っております。
	平林 一美	当事業年度開催の取締役会には11回全てに出席し、また、監査役会は8回全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見から、監査結果についての意見表明等を行っております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役並びに執行役員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 46百万円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 46百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合のほか、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任について必要な措置をとることとします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「名鉄運輸グループ企業倫理規範」を制定し、継続的にその精神を当社及びグループ各社の役職員を含め浸透させ、企業活動の基本となるコンプライアンスの遵守を徹底する。
- ② 当社社長を委員長とする「グループ企業倫理委員会」を設置し、企業倫理担当役員を任命する。同委員会はコンプライアンスに関する当社及びグループ各社の取り組みを横断的に統括する。当社グループ全体での徹底・運用体制をはかるため、グループ各社にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を配置する。
- ③ 法令違反その他疑義のある行為について、役職員等が直接情報提供を行う内部通報制度としてヘルプラインを設置して、当社及びグループ各社の役職員等からの通報を受け付ける。また、内部監査部門は、当社及びグループ各社のヘルプラインへの通報状況と併せ、当社及びグループ各社のコンプライアンスの状況を監査し定期的にグループ企業倫理委員会に報告を行うとともに、必要に応じて取締役会及び監査役にも報告を行うものとする。
- ④ 当社及びグループ各社の財務報告の信頼性を確保するため、「名鉄運輸グループ財務報告に係る内部統制の整備、運用規則」を制定し、適切に整備・運用する体制を構築する。
- ⑤ 社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、厳正に対処する。

(2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「文書管理規程」及び各管理マニュアルを整備し、職務執行に係る情報の適切な保存・管理・廃棄を実施するとともに、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直しを行う。保存文書に関しては、保存媒体に応じて検索性の高い状態で保存管理できる体制をとる。
- ② 当社取締役または監査役が保存文書の閲覧を求めた時は、常時これらを閲覧できるものとする。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及びグループ各社の事業を取り巻くさまざまなリスクを的確に管理していくことを経営の最重要課題の一つとして位置付ける。
- ② リスク管理に関する基本的事項を定め、当社及びグループ各社の事業を取り巻くさまざまなリスクに対する的確な管理・実践が可能となることを目的に「名鉄運輸グループリスク管理運用規則」を制定する。
- ③ 当社社長を委員長とする「グループリスク管理委員会」を設置し、当社グループ全体のリスク管理を担当するリスク管理担当役員を任命する。また、当社及びグループ各社にリスク管理推進責任者及びリスク管理推進担当者を配置する。
- ④ グループ各社は、「名鉄運輸グループリスク管理運用規則」に従い、「リスク管理規程」を制定しリスク管理体制を整備する。リスク管理推進責任者及びリスク管理推進担当者は、所管する業務に関わるリスク管理を的確に行い、可能な限り、損失発生の未然防止、軽減措置を講ずるとともに、緊急事態発生時においては主体的に対応する。

- ⑤ 安全、品質、環境、情報セキュリティ等に係る損失の危険の管理については、それぞれの当社担当部署にて、グループ各社を含め横断的な研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、グループ各社を跨ぐリスクの監視は、当社内部監査部門が行うものとする。また、新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、この計画に基づく事業年度ごとの予算を当社及びグループ各社が立案する。予算の執行管理について、当社は、毎月部長会を開催するほか、グループ各社には毎月報告を義務付けるとともに定期的な報告会を開催し適切な指示を行う。
- ② 取締役及び役員による意思決定と業務遂行については、当社及びグループ各社ごとに職務分掌と職務権限に関する規程を整備し、権限及び責任を明確にするとともに組織間の適切な役割分担と連携を確保し、業務の効率的な遂行を図る。
- ③ 当社は取締役会を適時開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の把握を機動的に行う。また、取締役会決議事項については、グループ営業本部担当取締役及びグループ管理本部担当取締役が全国の営業拠点にその執行を指示すると同時に、その達成状況を取締役に報告させている。
- ④ 当社は、グループ事業を取り巻く環境の変化に、適切且つ迅速に対応できる体制構築の為、執行役員制度を導入しており、取締役会の更なる活性化と業務執行機能の強化を図っている。
- ⑤ 当社内部監査部門は、「監査規程」に基づいて当社及びグループ各社の内部統制システムについての内部監査を実施し、当社社長及び担当役員に報告を行う。

(5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① グループ各社へは、事業の遂行にあたり「名鉄運輸グループ関連会社監理規則」に基づき一定の重要事項について事前に当社と協議、またはすみやかな当社への報告を義務付ける。
- ② グループ各社の取締役の職務の執行状況は、各社ごと定期的に当社社長等への報告会を開催して確認する体制としているほか、グループ各社の社長が一堂に会する「グループ経営者会議」を定期的に開催し職務の執行の報告を行なわせる。

(6) 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「名鉄運輸グループ企業倫理規範」を遵守し、グループ各社に対してもその周知・徹底を指導する。
- ② 当社グループの業務の適正確保のため、「名鉄運輸グループ関連会社監理規則」に従い重要事項については当社への事前協議・報告制度を義務付ける。
- ③ グループ各社にコンプライアンス上問題があると認められた場合は、当社担当部署は直ちに担当取締役を通じて監査役に報告するとともに、改善策の策定を求める体制を確立する。
- ④ グループ各社は、「名鉄運輸グループ財務報告に係る内部統制の整備、運用規則」に従い、財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用するための体制を確立する。

- ⑤ 当社各部署は、「職務分掌」に基づき、それぞれの主管分野について、グループ全般に係る政策の立案及びグループ各社への指導・教育を行う。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の要請により、当社社長は、監査役の職務を補助すべき使用人（以下、監査役補助者）を選定する。また、その選定、異動、評価については監査役の意見を聴取し尊重するものとする。
- ② 「監査役補助者規則」を制定し、監査役の監査業務に関する監査役補助者への指示・命令に関して、当該監査役補助者へ取締役の指揮命令権が及ばない体制を整備する。
- ③ 「監査役補助者規則」に監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を明記する。

(8) 当社の取締役等及び使用人が監査役に報告をするための体制、当社子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 当社及びグループ各社の取締役等及び使用人の監査役への報告については「監査役への報告規則」に規定して運用を行う。
- ② 当社及びグループ各社の取締役等及び使用人は監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、すみやかに適切な報告を行う。
- ③ 監査役とグループ各社の監査役及び当社内部監査部門等による定期的な意見交換会を設置する。

(9) 前項目の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する為の体制

監査役へ報告を行った、当社及びグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「監査役への報告規則」に明記して当社及びグループ各社の役職員に周知徹底する。

(10) 当社の監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該仕事の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役がその仕事の執行について、会社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の仕事の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当該監査役の仕事の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

- ③ 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定の予算を設ける。

(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 監査役は、当社の主要な会議に出席することができる。
- ② 会社の経営方針、対処すべき課題、会社をとりまくリスク、監査上の重要課題等に関して意見を交換し相互認識を深めることを目的として、監査役と代表取締役・役付取締役による定期的な意見交換会を設置する。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンスに関する取組み

当社は「グループ企業倫理委員会規則」に基づき、社長を委員長とするグループ企業倫理委員会を設置し、年4回開催しました。当該委員会では、企業倫理に関する方針や施策の決定、企業倫理ヘルプラインへの通報対応、その他の取り組み状況等について報告・審議を行いました。

「名鉄運輸グループ企業倫理規範」に示すコンプライアンス意識の浸透と定着を図る為、毎月身近なコンプライアンスの題材を扱った「コンプライアンス通信」、「コンプライアンスメールマガジン」を発行し役職員への教育を実施するとともに、当社においては店所長向けのコンプライアンス勉強会を開催しました。

また、親会社主催によるコンプライアンス責任者及び担当者向けのコンプライアンス研修会にグループ各社を含め継続して参加しました。

- ② リスクマネジメントの実践

当社は「名鉄運輸グループリスク管理運用規則」及び「グループリスク管理委員会規則」に基づき、社長を委員長とするグループリスク管理委員会を設置し、年2回開催しました。当委員会は、グループ全体のリスク管理の進捗状況を把握するとともに、その対応策について審議を行いました。当社及びグループ会社の主要責任者を対象に、実施したリスクアンケート結果を参考に、当委員会でグループ統一の「優先対応リスク」を設定し、共通認識のもとグループ各社でその対応に継続的に取り組みました。

- ③ 取締役の職務執行の効率性の確保

当社の取締役会は、7名の取締役で構成され、臨時取締役会を含めて取締役会を11回開催し、経営上の意思決定事項や法定附議事項の審議、職務の執行状況等の報告のほか、グループ各社の経営政策や経営状況の報告を随時行いました。

また、策定した経営計画・利益計画に対して、取締役会、執行役員会、及び部長会で、経営計画の進捗を確認するとともに、実績と次月以降の見込みを報告し、必要に応じて適時対策検討の議論を行いました。

④ グループ経営管理の推進

当社は、「名鉄運輸グループ関連会社監理規則」に基づき、グループ各社から事業計画などの重要事項に係る事前協議や決算概況及び業務執行状況に係る報告を受けています。また、内部監査担当部署がグループ各社に対して業務監査を適宜実施し、業務活動の適正を図りました。

さらに、グループ会社の部門別の実務担当責任者を対象とした「財務担当者会議」、「システム会議」、「安全担当責任者会議」を各1回、「営業担当責任者会議」を3回開催し、グループ内における部門別の情報共有や実務対応の共通化への指導を行いました。

⑤ 監査役監査の実効性の確保

当社は、監査役の監査の実効性を確保するための体制を整備しており、監査役は、監査計画に基づき、監査役会を定期的で開催するほか、取締役会、部長会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況及び経営状況について報告を受けています。また、グループ各社の決算報告会等に出席し、グループ会社の経営状況の実態把握に努めました。さらに、監査役への報告規則に則り各担当部署から決裁書、各種報告、直接出席していないグループ企業倫理委員会・グループリスク管理委員会等の会議の報告を適宜受けるほか、監査役が内部監査担当部署及び会計監査人から監査実施結果等についての報告を定期的に受けるなど、連携の強化を図りました。

(注) 本事業報告中の金額表示は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示いたしております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	22,042	流動負債	31,028
現金及び預金	3,376	支払手形及び営業未払金	6,782
受取手形及び営業未収入金	15,998	電子記録債務	3,398
電子記録債権	1,320	短期借入金	11,860
商品及び製品	4	1年内返済予定長期借入金	572
仕掛品	2	リース債務	48
貯蔵品	219	未払費用	3,309
その他	1,123	未払法人税等	820
貸倒引当金	△ 5	賞与引当金	600
		整理損失引当金	108
		その他	3,527
固定資産	81,871	固定負債	32,100
有形固定資産	73,144	長期借入金	19,761
建物及び構築物	15,478	リース債務	40
機械装置及び運搬具	18,867	預り保証金	360
土地	37,579	繰延税金負債	252
リース資産	126	役員退職慰労引当金	205
建設仮勘定	494	退職給付に係る負債	8,692
その他	598	資産除去債務	752
無形固定資産	892	再評価に係る繰延税金負債	2,034
ソフトウェア	539		
その他	353	負債合計	63,128
投資その他の資産	7,834	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	2,129	株主資本	35,761
長期貸付金	64	資本金	2,065
繰延税金資産	3,102	資本剰余金	6,034
その他	2,584	利益剰余金	27,692
貸倒引当金	△ 46	自己株式	△ 31
		その他の包括利益累計額	3,691
		その他有価証券評価差額金	622
		土地再評価差額金	3,230
		退職給付に係る調整累計額	△ 160
		非支配株主持分	1,331
		純資産合計	40,784
資産合計	103,913	負債・純資産合計	103,913

連結損益計算書(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		112,055
売上原価		103,119
売上総利益		8,936
販売費及び一般管理費		5,313
営業利益		3,623
営業外収益		265
受取利息及び配当金	65	
その他	200	
営業外費用		126
支払利息	104	
その他	22	
経常利益		3,762
特別利益		749
固定資産売却益	276	
投資有価証券売却益	469	
その他	3	
特別損失		50
固定資産処分損	50	
その他	0	
税金等調整前当期純利益		4,461
法人税、住民税及び事業税		1,634
法人税等調整額		53
当期純利益		2,773
非支配株主に帰属する当期純利益		108
親会社株主に帰属する当期純利益		2,665

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	2,065	6,034	25,351	△ 30	33,421
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 324		△ 324
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,665		2,665
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,340	△ 0	2,340
当期末残高	2,065	6,034	27,692	△ 31	35,761

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	土 地 再 評 価 差 額	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	641	3,230	△ 495	3,376	1,221	38,018
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 324
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,665
自己株式の取得						△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△ 19	—	335	315	109	425
連結会計年度中の変動額合計	△ 19	—	335	315	109	2,765
当期末残高	622	3,230	△ 160	3,691	1,331	40,784

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,974	流動負債	31,600
現金及び預金	3,205	支払手形	132
受取手形	1,356	電子記録債務	1,410
営業未収金	7,257	営業未払金	3,465
貯蔵品	129	短期借入金	20,413
前払費用	245	1年内返済予定長期借入金	572
短期貸付金	6,639	未払金	485
未収入金	2,136	未払消費税等	193
その他	7	未払法人税等	207
貸倒引当金	△ 3	未払費用	1,356
固定資産	63,936	預り金	147
有形固定資産	51,361	前受収益	48
建物	8,397	整理損失引当金	108
構築物	957	その他	3,057
機械及び装置	50	固定負債	26,718
車両運搬具	17,068	長期借入金	19,761
工具器具及び備品	272	役員退職慰労引当金	56
土地	24,106	退職給付引当金	4,532
リース資産	18	資産除去債務	354
建設仮勘定	489	再評価に係る繰延税金負債	1,847
無形固定資産	579	その他	165
借地権	129	負債合計	58,319
ソフトウェア	432	(純資産の部)	
その他	17	株主資本	23,219
投資その他の資産	11,995	資本金	2,065
投資有価証券	1,275	資本剰余金	6,032
関係会社株式	8,066	資本準備金	4,497
長期貸付金	61	その他資本剰余金	1,534
差入保証金	1,029	利益剰余金	15,152
繰延税金資産	1,389	利益準備金	43
その他	181	その他利益剰余金	15,108
貸倒引当金	△ 8	資産圧縮積立金	618
資産合計	84,910	繰越利益剰余金	14,489
		自己株式	△ 31
		評価・換算差額等	3,372
		その他有価証券評価差額金	501
		土地再評価差額金	2,871
		純資産合計	26,591
		負債・純資産合計	84,910

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		58,474
売上原価		55,553
売上総利益		2,920
販売費及び一般管理費		2,363
営業利益		557
営業外収益		650
受取利息及び配当金	509	
その他	140	
営業外費用		120
支払利息	101	
その他	18	
経常利益		1,088
特別利益		973
固定資産売却益	153	
投資有価証券売却益	816	
その他	3	
特別損失		37
固定資産処分損	37	
税引前当期純利益		2,024
法人税、住民税及び事業税		528
法人税等調整額		△ 3
当期純利益		1,500

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
				資産圧縮 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,065	4,497	1,534	43	646	13,286	△ 30	22,043
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△ 324		△ 324
当期純利益						1,500		1,500
資産圧縮積立金の取崩					△ 27	27		—
自己株式の取得							△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△ 27	1,203	△ 0	1,175
当期末残高	2,065	4,497	1,534	43	618	14,489	△ 31	23,219

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	605	2,871	3,476	25,520
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 324
当期純利益				1,500
資産圧縮積立金の取崩				—
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△ 104	—	△ 104	△ 104
事業年度中の変動額合計	△ 104	—	△ 104	1,070
当期末残高	501	2,871	3,372	26,591

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

名鉄運輸株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 賢次 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小菅 丈晴 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名鉄運輸株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名鉄運輸株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

名鉄運輸株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 賢 次 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 小 菅 丈 晴 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名鉄運輸株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

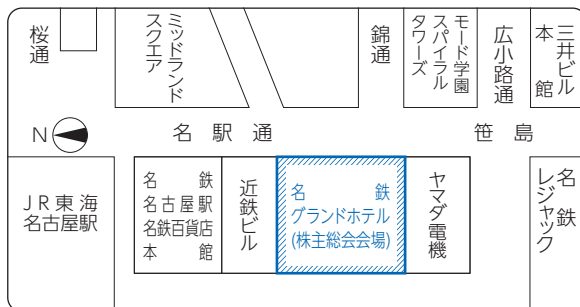
2021年5月10日

名鉄運輸株式会社 監査役会

常勤監査役	高 木 義 博	Ⓔ
監 査 役	高 崎 裕 樹	Ⓔ
社外監査役	安 井 秀 樹	Ⓔ
社外監査役	平 林 一 美	Ⓔ

以 上

株主総会会場ご案内図



名鉄グランドホテル専用エレベーターで11階までお越しください。
 (名鉄・JR東海・地下鉄名古屋駅から徒歩約5分)

